

島田市人事給与システム及び庶務管理システム  
構築等事業  
仕様書

島田市

## 1 事業概要

### (1) 事業名

島田市人事給与システム及び庶務管理システム構築等事業

### (2) 事業の目的

事務の効率化、行財政改革に寄与することを目的として、人事給与システムを更新するとともに、連動した庶務システムを導入する。もって職員の勤怠管理や諸届申請に関する業務をスムーズに正確かつ効率的に、給与に遅滞なく反映させることを目指す。

### (3) 事業内容

島田市人事給与システム及び庶務管理システム構築及び利用契約期間における保守業務

### (4) 履行場所

人事給与システム：島田市役所本庁舎 島田市総合医療センター 島田市職員組合  
駿遠学園管理組合

庶務管理システム：島田市役所本庁舎およびプラザおおるり、島田市管理施設（全庁 LAN 配備施設） 島田市総合医療センター 駿遠学園管理組合

## 2 契約期間

### (1) システム導入

契約日から令和3年12月31日まで

### (2) システム利用期間（保守含む。）

令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

## 3 基本方針

### (1) 調達範囲

ア ハードウェア（リース等契約含む）及び初期導入費

- ・ 1（4）で使用するハードウェア及び設定、現地搬入作業
- ・ 人事給与システム及び庶務管理システムの構築作業、データ移行作業
- ・ クラウド型システムの利用に必要な回線整備
- ・ リモート保守に係る環境構築費用・回線初期費用
- ・ その他、初期導入に必要な経費

イ サービス利用料

- ・ 人事給与システム及び庶務管理システム サービス利用料
- ・ クラウド型システム回線利用料
- ・ リモート保守に係る回線利用料
- ・ 保守費など、その他必要な経費

### (2) システム本稼働

令和4年1月1日

### (3) システム導入にあたっての基本方針

- ア 全てのデータが一元管理できる（各担当で別々にデータを持たず、どこからでも必要なデータが引き出せる）システムであること。
- イ 今後の制度改正にも素早く柔軟に対応できること。
- ウ カスタマイズは最小限にできる優れたパッケージソフトであること。
- エ 担当職員以外からのアクセス制御ができ、セキュリティ対策ができていること。
- オ データ入力等作業工数が減るように工夫されていること。
- カ 使いやすくエンドユーザーコンピューティング機能の充実が図られていること。
- キ 提案するパッケージシステムは、令和3年4月1日時点で自治体において導入実績を有すること。
- ク クラウド型サービスでの利用を前提とし、サーバ設備は庁内に保持しないこととする。

## 4 業務要件（システム要件）

### (1) 導入システムの対象範囲

#### ア 人事給与システム

- ・ 共通データ管理（所属／職員／科目／利用権限）
- ・ 人事管理
- ・ 研修管理
- ・ 給与管理
- ・ 福利厚生管理
- ・ 会計年度任用職員（臨時職員・嘱託員）管理

#### イ 庶務管理システム

- ・ 勤務管理
- ・ 届出申請
- ・ 給与明細照会
- ・ 出退勤管理
- ・ 年末調整申告
- ・ 電子決裁

※会計年度任用職員の実績管理、電子明細、年末調整申告に対応すること

### (2) 利用職員数

#### ア 人事給与システム

- ・ 正規職員数 : 約 1,500 人（駿遠学園を含む）
- ・ 会計年度フルタイム職員 : 約 150 人
- ・ 会計年度パートタイム職員 : 約 350 人（駿遠学園を含む）

#### イ 庶務管理システム

- ・ 正規職員数 : 約 820 人（本庁職員、病院一般事務、駿遠学園）
- ・ 会計年度フルタイム職員 : 約 40 人（本庁職員のみ）
- ・ 会計年度パートタイム職員 : 約 350 人（本庁職員及び駿遠学園）

### (3) 機能要件

別添の「機能一覧回答書」に掲げる項目すべてに対応できるシステムとする。

なお、対応方法については、標準機能以外にも EUC 機能やカスタマイズによる対応でも可とする。

#### (4) データ連携

給与執行データについては、既設の財務会計システム（株式会社ジャパンシステムのFast 財務会計システム）とデータ連携できること。

また給与執行データ以外に現行システムにて実施している外部連携はすべて現行通り連携すること。

- ・金融機関 : 給与振込データ
- ・税務課 : 給与支払報告データ、住民税データ
- ・税務署 : 源泉データ
- ・共済組合 : 標準報酬月例報告データ、標準報酬期末勤勉報告データ  
組合員申告データ、個人番号届出データ

### 5 データセンター要件

#### (1) 立地条件・建物

- ア 建物は、昭和 56 年 6 月改正の建築基準法に準拠し、震度 6 強の地震でも致命的な被害を受けない建物免震型もしくは建物耐震型のデータセンターであること
- イ 外部からサーバールームが見えないこと
- ウ 24 時間 365 日の入退管理が行われていること
- エ 出入経路が確保されていること
- オ 建物の出入り口は、不特定多数の者が利用できる出入り口でないこと
- カ 信頼性確保のため、Tier3 相当のデータセンターに機器を設置すること
- キ 電源会社から 2 系統以上（本線・予備線）で受電していること、また異なる変電所から受電していること
- ク 法定点検や工事等の際にも電力の供給を止めることなく電力を供給できる冗長構成を有すること
- ケ 浸水等の影響を受けないように、データセンターに関わる重要設備は 2 階以上に設置すること

#### (2) サーバ室

- ア サーバ設置専用に独立した区画として整備されていること
- イ ガス消火設備、浸水、洪水対策設備が整備されていること
- ウ 機器の発熱に適切に対応する空調設備が整備されていること
- エ 空調設備には漏水対策が整備されていること
- オ 24 時間 365 日監視カメラ等で監視、記録されていること
- カ 信頼性確保のため、Tier3 相当のデータセンターに機器を設置すること
- キ 自家発電設備は冗長構成、かつ、満床時でも 72 時間以上連続運転可能であること

#### (3) ラック設備

- ア ラックの搭載可能荷重は 600kg 以上であること
- イ ラックは免震措置が講じられていること。ただし、建物自体が免震構造である場合は、ラックの免震措置は不要とする
- ウ 1 本あたり 15KVA 以上の電源供給が受けられること
- エ 排気循環が起こらないラックであること
- オ 24 時間 365 日監視カメラ等で監視、記録されていること
- カ 不意なラック同士の接触で倒れることを防止する対策が施されていること

(4) その他

- ① データセンターは 24 時間 365 日の有人監視体制で、入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備（IC カード等）により、事前に許可された者のみが入館できるよう、入退館が管理されていること。また、防犯対策がされていること
- ② ISMS/ISO27001 認証を取得していること
- ③ データセンターの選定にあたっては、受注後に仕様を満たしているかを確認する。仕様を満たしていない場合は他のデータセンターを選定すること。
- ④ 入退館の防犯設備として、金属探知機により電子機器等の所持を確認すること。

6 クラウドサービス要件

(1) サービス環境要件

- ア 4 業務要件（システム要件）に記載の要件を満たすことができる十分な能力を持ったシステム環境を提供すること。
- イ サービス提供するシステム環境はインターネットとは物理的に隔離され、外部からアクセスできない構成であること。
- ウ サービス提供に係るシステム環境は本市専用のもとし、他団体システムと物理的もしくは論理的に隔離された構成であること。

(2) データ保全要件

- ア システム格納データについて 1 日 1 回以上のバックアップを実施すること。
- イ システム障害時や職員からの要求に応じ、バックアップから必要なデータを復元できるような環境整備すること。  
また、復元操作については保守 SE により実施することとし、本事業費用内に含めること。
- ウ バックアップは 7 世代以上を保持し、最低 1 週間前の状態まで復元ができること。
- エ バックアップデータはシステム稼働ストレージとは別のストレージへ格納すること。

(3) ネットワーク

- ア 島田市全庁 LAN とサーバが稼働するクラウドネットワーク間を閉域専用回線にて接続すること。
- イ 閉域専用回線はシステムを安定的かつ快適に利用できるものを提案すること。
- ウ 閉域専用回線は他団体やインターネットとは分離されていること。
- エ 閉域専用回線は島田市の全庁 LAN 拠点の 1 つであるデータセンターへ引き込むこと。
- オ 島田市が契約するデータセンターへ回線を引き込むには、別途月額費用が発生する。
- カ 島田市全庁 LAN とクラウドネットワーク間の接続構成は島田市役所本庁舎災害に備えた構成とすること。具体的には本庁舎災害時に本庁舎を経由せずに他の施設から接続できるような接続構成とすること。
- キ ネットワーク間の接続回線に係る初期費用および月額費用も本調達に含めること。
- ク 島田市全庁 LAN とクラウドネットワーク間にはファイアウォールを設置し、許可された通信のみアクセス可能な構成とすること。
- ケ 島田市全庁 LAN とクラウドネットワーク間接続に係る庁内ネットワーク機器の設定変更費用については別途協議とする。
- コ リモート保守用のネットワークを整備し、保守 SE がリモート操作によりクラウドサービスのメンテナンスを実施できるようにすること。  
なお、リモート保守の対象範囲はクラウドサービス側までとし、島田市全庁 LAN へのアクセスは不可とすること。

サ リモート保守用のネットワークについても他団体やインターネットとは分離されていること。

## 7 ハードウェア要件

### (1) クライアントPC及びプリンタ

機器区分	要求仕様	要求数
ファイアーウォール	人事給与サーバ及び庶務サーバに不正アクセスできないように島田市が指定する箇所にファイアーウォールを設置して不正アクセスを防ぐ。	1台
クライアント機① データメンテナンス用	<ul style="list-style-type: none"> <li>形状等：デスクトップパソコン</li> <li>性能：Core i5 同等、またはそれ以上</li> <li>SSD:256GB 以上、メモリ:8GB 以上、DVD マルチドライブ、キーボード &amp; マウス 付</li> <li>OS :Windows10 Professional</li> <li>ソフトウェア：Microsoft Office Professional 2019</li> <li>ディスプレイ:17 型 TFT(SXGA) 以上</li> </ul>	本庁 1台  リモート保守 1台
クライアント機②	<ul style="list-style-type: none"> <li>形状等：ノートパソコン</li> <li>性能：Core i5 同等、またはそれ以上、SSD:256GB 以上、メモリ:8GB 以上、DVD-ROM ドライブ、マウス、標準テンキー 付</li> <li>OS :Windows10 Professional</li> <li>ソフトウェア：Microsoft Office Professional 2019</li> </ul> ※病院用 PC は、書き込み可能な DVD ドライブであることとする	病院 5台 組合 1台 駿遠 1台
プリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>形状等 A3 対応モノクロプリンタ（両面）</li> <li>プリンタ方式：乾式電子写真方式（インクジェット式不可）</li> <li>連続プリント速度：A4 横 35 項/分以上</li> <li>両面印刷速度：A4 横 25 項/分以上</li> <li>解像度：1200dpi 以上</li> <li>ホッパ：2 以上とする。（250 枚以上） 手差しトレイ給紙（A3 対応、給紙 100 枚以上可能）</li> </ul>	4台 (各拠点 1台)

### (2) 設定

- ア 納入した機器には島田市が指定するネットワークやセキュリティ等の設定を行うこと。
- イ クライアント基本設定（OS、セキュリティ、プリンタ設定を含む）を行うこと。
- ウ 人事給与システム、庶務管理システムが動作するように設定を行うこと。

## 8 データ移行要件

### (1) 移行要件

ア 現行システム（NEC 製 GPRIME 人事給与）から抽出されたデータを受託業者が新システムへ投入すること。なお、現行システムからのデータ抽出については現行システムの保守業者が CSV 形式により抽出することとし、現行システムで令和 3 年 12 月までに保持しているデータ（過年度・退職者等を含む）は、すべて移行の対象とする。

- ・人事台帳等：昭和 54 年 4 月～ 42 年間分
- ・給与計算結果等：平成 14 年 1 月～ 20 年間分

- イ 既設システム管理外の過去履歴 PDF（人事台帳）と人事課専用として使用していたフォルダ内のファイルも移行すること。
- ウ 庶務管理システムは新規構築のため、過去データの移行は発生しない。
- エ 人事給与システムのデータ移行費は、構築費用に含めること。

(2) 移行リハーサル、本番移行

本番稼働がスムーズに行えるようリハーサルなどを実施し十分な検証を行うこと。

## 9 操作研修要件

研修方法について

- (1) 人事給与システムは担当職員を対象とした操作研修を実施すること。
- (2) 庶務管理システムは人事課向け操作研修及び全職員向けの操作説明を実施すること。

## 10 運用保守要件

(1) 保守管理

ア 法改正、制度改正

- ・大規模な制度改正等によるシステムの改修以外は、バージョンアップ等を含め、通常の保守の範囲で、特段の経費を要することなく行うこと。

<保守に含まれるもの>

- ・給与改定に伴うシステム変更
  - ・所得税（源泉徴収）の変更（税表含む）
  - ・年末調整の変更（年税額計算の変更）
  - ・給与実態調査・指定統計の改定に伴う変更
- など

<保守に含まれないもの>

- ・令和4年10月1日地方公務員等共済組合法適用拡大対応
- など

イ リモート保守

- ・クラウドネットワークにて稼働するシステムに対し、サポート SE によるリモート保守が可能であること。
- ・リモート保守の際は他団体やインターネットとは隔離されたネットワーク接続形態の回線を使用すること。
- ・リモート保守用クライアント PC は、島田市より1台貸与する。
- ・リモート接続を行う際は、島田市の承諾を得てから接続を行うこと。

ウ ハードウェア保守

- ・7(1)で調達するハードウェアについては、60か月のメンテナンス保守を含めること。
- ・対応曜日及び時間帯は、開庁日の月曜日～金曜日 午前8:30から午後5:15とする。
- ・障害及び修理受付から翌日に部品交換もしくは機器交換を実施することとし、対象拠点への訪問修理を実施すること。
- ・有寿命部品（消耗品）の交換が必要となった場合は別途見積とし、本市と協議すること。

(2) 運用支援

- ア システム稼働後、初年度の重要イベント処理については立会いを実施し、担当職員に適切

な指導を行うこと。

イ 各業務イベントの運用支援などで訪問する際はその都度本市と調整すること。

ウ 職員からの問い合わせ・質問等については、誠意をもって対応すること。

エ 保守サポートは遠隔リモートによる対応を中心とし、問い合わせ、障害等に迅速に対応できる体制が組みられていること。

### (3) 障害対応

システムやネットワーク、ハードウェアに障害が発生した場合には、迅速な対応を行うとともに復旧に努めること。

### (4) 運用サービス

ア 問い合わせ対応については、本市業務時間内（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）を原則とする。ただし、業務上の都合により、通常時間を超えてサポートの必要が生じたときは、協議の上これに対応するものとし、費用は本業務の契約金額に含むものとする。

イ 修正プログラムやサーバのパッチ適用については原則本市業務時間外に行うこと。緊急のプログラム適用が発生し、サーバ停止や再起動を伴う場合は事前に承諾を得た上で実施すること。

## 11 プロジェクト推進

### (1) プロジェクト体制

提案パッケージの導入実績があるシステムエンジニアにて構成されること。プロジェクト責任者、プロジェクト管理者、業務リーダーなど、役割分担、担当者名を明確にしてプロジェクトを推進すること。

### (2) 導入スケジュール

本事業を安全・確実に実施するためのスケジュールを提案すること。

## 12 その他

(1) 運用設計書を納品すること。

(2) 次のア・イに掲げるマニュアルについて、全てのドキュメントを記録したものを電子媒体で整備し、納品すること。

ア 人事給与システム

・操作マニュアル

イ 庶務管理システム

・管理者向けマニュアル

・ユーザー向け操作マニュアル